平成２４年（再イ）第５号
島根県江津市二宮町神主ハ184番地11
再生債務者　永岡　静馬
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月５日　松江地方裁判所浜田支部
平成２５年（再イ）第９号
千葉県印旛郡酒々井町柏木118番地５
再生債務者　菅佐原昇三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月５日　千葉地方裁判所佐倉支部
平成２５年（再イ）第１９５号
東京都北区西が丘１―１―７―101
再生債務者　井上　　満
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月２日
東京地方裁判所民事第20部
平成２５年（再イ）第３号
長野県上田市上田原1138番地４　ステージメアラスＡ104号
再生債務者　菊池　直也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月６日　長野地方裁判所上田支部
平成２４年（再イ）第４２号
長野県松本市渚２丁目８番38号
再生債務者　服部　　潔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月６日　長野地方裁判所松本支部
平成２５年（再イ）第６０号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3727番地の１
再生債務者　上ノ園隆司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月５日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（再イ）第１号
和歌山県田辺市上屋敷１丁目16番52　リバーサイド双葉４階305号室
再生債務者　井戸　敦子（旧姓炭本）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月６日
和歌山地方裁判所田辺支部
平成２５年（再イ）第６９号
札幌市東区北23条東４丁目３番20号
再生債務者　菅原　　正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月６日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（再イ）第３号
神戸市西区樫野台５丁目３番地　４―901号
再生債務者　野崎　宏之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月６日
神戸地方裁判所明石支部再生係
平成２５年（再イ）第１号
長崎県対馬市厳原町小茂田165番地８
再生債務者　神宮　雅文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月５日
長崎地方裁判所厳原支部個人再生係

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 25 年８月 19 日　　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

1．［２］⑴①イ㈠ヌ）Ｂのうち、高速自動車国道中央自動車道西宮線の集中工事に伴う料金調整を削除する。
1．［２］⑴⑳のうち、「（注１）上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。（注２）大山崎とは京都府乙訓郡大山崎町字円明寺に設置するインターチェンジ及びジャンクションをいう。春日とは京都市西京区大枝西長町に、長岡京とは長岡京市下海印寺岸ノ下にそれぞれ設置するインターチェンジをいう。（注３）大山崎インターチェンジ・ジャンクション、春日インターチェンジ及び長岡京インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金については、大山崎インターチェンジ・ジャンクション、春日インターチェンジ及び長岡京インターチェンジの供用開始の日から適用する。」を「㈱上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。」に改める。
1．［２］⑵㉖イのうち、「当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために第二神明道路、鹿児島道路、安来道路、長崎バイパス、京都縦貫自動車道、武雄佐世保道路又は佐世保道路を通行する別添１―１、別添１―３又は別添１―４に掲げる乗合型自動車。」を「当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために第二神明道路、鹿児島道路、安来道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路を通行する別添１―１、別添１―３又は別添１―４に掲げる乗合型自動車。」に改める。
1．［２］⑵㉙のうち、企画割引「たっぷり山口周遊フリーパス」及び企画割引「「海の京都・京都丹波」乗り放題フリーパス」を削り、次を加える。
企画割引「四国まるごとドライブパス！」
イ　割引をする自動車
ハに定める期間のうち連続する最大３日間にニ①ａ、ｂ又はｃに定めるインターチェンジからニ②に定めるインターチェンジまで往復し、ニ②に定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）及びハに定める期間のうち連続する最大３日間又は４日間に、ニ②に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされ、かつ、西日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車を使用する場合又は西日本高速道路株式会社が指定するフェリー会社が運航するフェリーを使用する場合に限る。）。